

(写)

10年保存

機密性 1

令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基賃発 0205 第1号
令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
賃金課長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 日本標準産業分類の改定の概要等

(1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」（カンマ）が「.」（読点）に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理，補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業，船用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとする。

この場合の申出の受付に際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとする。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとする。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

※ 別添1-1抜粋添付

※ 別添1-2及び別添2は添付省略

○総務省告示第百五十六号

統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十八條第一項の規定に基づき、法第二十九項に規定する統計基準として、産業に属する分類を次のように定める。令和六年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計(法第三十條第三項に規定する公的統計をいう。)の表示は適用する。ただし、施行日前に作成する公的統計の表示であっても、この告示による分類は適用されない。

本告示は、令和五年七月二十七日、令和五年七月二十七日、令和五年七月二十七日。

総務大臣 松本 麗子

- 1 統計基準の名称 日本標準産業分類
- 2 日本標準産業分類を設定する目的 公的統計を産業別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
- 3 日本標準産業分類の内容

第 1 章 一般原則

第 1 項 産業の定義

日本標準産業分類(以下「本分類」という。)における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際には、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、営利における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第 2 項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
 - (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。
- 具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、遊業所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一概内とした上で、一概内における経済活動が単一の経営主体によるものであるか、それ以外の区画とし、複数の経営主体によるものであるか、これを区画とすることとする。

このように区画を識別し難い場合には、売上額や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれを区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
 - (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
 - (3) 日々従業員が異なり、賃金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
 - (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。
- なお、農・林・漁業の場合、一概内(屋敷内)に店舗、工場等があり、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (5) 建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所(個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居)を含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一概内に幾つかの組織上の機関(保線区、機関区等)がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関を含めて一事業所とする。
- (7) 一概内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする(この場合の学校とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校又は各種学校とする)。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

- (8) 国、地方公共団体については、法令に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。
- また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。
- (9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

以上のほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によつては事業所の取扱いは若干の相違が生じることがある。例えば、住居で経済活動が行われている場合は、次のように取り扱うことがある。

- ア 住居に事業所があるものとする。
- イ 事業からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。
- ウ 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。
- エ 看板類似の社会的認識のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。

また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準
 本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に著目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表高等に用いられるものである。

第4項 分類の構成
 本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位
 本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を適用することができ、なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができない。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法
 本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による、本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスと細分類項目とを合わせたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数の項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに所属する付加価値によって決定されるのが最も大きい。ただし、個々の付加価値の情報が入手する際には実際上困難な場合があり、このよう場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動の中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

なお、農・林・漁業に対する販売又は賃加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 1年以内の事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であったり、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。

- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。
- (4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

- (2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

- (3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営

の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L—学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。

- (4) 上述の場合以外には、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

第7項 公務の範囲
 本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類	項目
A	農業、林業
B	漁業
C	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業、郵便業
I	運搬業、卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉
Q	複合サービス業
R	サービス業（他に分類されないもの）
S	公務（他に分類されるものを除く）
T	分類不能の産業

大分類	中分類	細分類	項目				
大・中・小・細分類項目表							
大分類 A 農業、林業							
010	01	01	管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)				
			本社等				
			その他の管理、補助的経済活動を行う事業所				
			0100	管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)			
			0101	本社等			
			0102	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
			011	011	0111	米作農業	
					0112	米作以外の雑作農業	
					0113	野菜作農業(きのこの栽培を含む)	
					0114	果樹作農業	
012	012	0115	花き作農業				
		0116	工芸農作物農業				
		0117	はれいしよ・かんしよ作農業				
		0119	その他の耕種農業				
013	013	0121	酪農				
		0122	肉用牛生産業				
		0123	養豚業				
		0124	養鶏業				
		0125	畜産類似業				
		0126	養蚕農業				
		0129	その他の畜産農業				
		0131	製作用一匹系(園芸を除く)				
		0132	製作用一匹系(園芸を除く)				
		014	014	0141	園芸一匹系		
02	林業						
0200	02			管理、補助的経済活動を行う事業所(02 林業)			
				本社等			
		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
		0209	02	管理、補助的経済活動を行う事業所(02 林業)			
				本社等			
				その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
				021	021	0211	育林業
						0221	森林生産業
						0222	木材生産業
						0231	特用林産物生産業(きのこの栽培を除く)
0239	製材業						
029	029					0241	育林一匹系
						0242	森林一匹系
		0243	山林一匹系				
		0249	その他の林業一匹系				
		0299	その他の林業				
		030	03	0300	管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)		
				本社等			
				その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
				031	031	0309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
						0311	底びき網漁業
0312	まき網漁業						
0313	刺網漁業						
0314	釣、はえ網漁業						
0315	定置網漁業						
0316	地びき網・船びき網漁業						
0317	採貝・採藻業						
0318	捕鮑業						
0319	その他の海面漁業						
032	032	0321	内水面漁業				
		04	水深養殖業				
040	04	管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産養殖業)					
		本社等					
		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
		0409	04	管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産養殖業)			
				本社等			
				その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
				041	041	0411	海面養殖業
						0412	魚類養殖業
						0413	貝類養殖業
						0414	藻類養殖業
0415	真珠養殖業						
0419	その他の海面養殖業						
042	042					0421	内水面養殖業
		0422	内水面養殖業				
		0423	内水面養殖業				
		0424	内水面養殖業				
		0425	内水面養殖業				
		0426	内水面養殖業				
		0427	内水面養殖業				
		0428	内水面養殖業				
		0429	内水面養殖業				
		0430	内水面養殖業				
050	05	0500	管理、補助的経済活動を行う事業所(05 鉱業)				
		本社等					
		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所					
		051	051	0509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
				0511	金・銀鉱業		
				0512	銅・亜鉛鉱業		
				0513	鉄鉱業		
				0519	その他の金属鉱業		
				0521	石灰質鉱業(石灰運別業を含む)		
				0522	亜硫酸鉱業		
0523	原油・天然ガス鉱業						
0531	原油鉱業						
0532	天然ガス鉱業						
054	054	0541	花こう岩・同類似岩石採石業				
		0542	石英斑面岩・同類似岩石採石業				
		0543	安山岩・同類似岩石採石業				
		0544	大理石採石業				
		0545	きょう灰岩採石業				
		0546	砂岩採石業				
		0547	粘板岩採石業				
		0548	砂・砂利・玉石採取業				
		0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業				
		055	055	0551	炭素原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)		
0552	耐火粘土鉱業						
0553	ろう石鉱業						
0554	フロロライト鉱業						
0555	長石鉱業						
0556	けい石鉱業						
0557	天然けい砂鉱業						
0558	石灰石鉱業						
0559	その他の炭素原料用鉱物鉱業						
059	059			0591	他の鉱業		
		0592	他に分類されない鉱業				
		0593	他に分類されない鉱業				
		0594	他に分類されない鉱業				
		0599	他に分類されない鉱業				
		060	06	0600	管理、補助的経済活動を行う事業所(06 総合工事業)		
				本社等			
				その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			
				061	061	0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
						0611	土木建築工事業
0612	土木建築工事業						
0613	土木建築工事業						
0614	土木建築工事業						
0615	土木建築工事業						
0616	土木建築工事業						
0617	土木建築工事業						
0618	土木建築工事業						
0619	土木建築工事業						
062	062	0621	土木工事業(別項を除く)				
		0622	土木工事業				
		0623	土木工事業				
		0631	舗装工事業				
		0632	舗装工事業				
		0633	舗装工事業				
		0634	舗装工事業				
		0635	舗装工事業				
		0636	舗装工事業				
		0637	舗装工事業				
063	063	0631	舗装工事業				
		0632	舗装工事業				
		0633	舗装工事業				
		0634	舗装工事業				
		0635	舗装工事業				
		0636	舗装工事業				
		0637	舗装工事業				
		0638	舗装工事業				
		0639	舗装工事業				
		0640	舗装工事業				
064	064	0641	舗装工事業				
		0642	舗装工事業				
		0643	舗装工事業				
		0644	舗装工事業				
		0645	舗装工事業				
		0646	舗装工事業				
		0647	舗装工事業				
		0648	舗装工事業				
		0649	舗装工事業				
		0650	舗装工事業				
065	065	0651	舗装工事業				
		0652	舗装工事業				
		0653	舗装工事業				
		0654	舗装工事業				
		0655	舗装工事業				
		0656	舗装工事業				
		0657	舗装工事業				
		0658	舗装工事業				
		0659	舗装工事業				
		0660	舗装工事業				
066	066	0661	舗装工事業				
		0662	舗装工事業				
		0663	舗装工事業				
		0664	舗装工事業				
		0665	舗装工事業				
		0666	舗装工事業				
		0667	舗装工事業				
		0668	舗装工事業				
		0669	舗装工事業				
		0670	舗装工事業				
066	066	0661	舗装工事業				
		0662	舗装工事業				
		0663	舗装工事業				
		0664	舗装工事業				
		0665	舗装工事業				
		0666	舗装工事業				
		0667	舗装工事業				
		0668	舗装工事業				
		0669	舗装工事業				
		0670	舗装工事業				

中分類	細分類	中分類	細分類	中分類	細分類	中分類	細分類
番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
2192	石こう(膏) 製品製造業	2292	鉄スチール加工処理業	2353	アルミニウム・同合金タ イカスト製造業	244	建設用・建築用金属製 品製造業(製缶板金業を 含む)
2193	石灰製造業	2293	銅鉄管製造業	2354	非鉄金属ダイカスト製造 業(アルミニウム・同合 金(ダイカストを除く))	241	鉄骨製造業
2194	鋳型製造業(中子を含む)	2299	他に分類されない鉄鋼業	2355	非鉄金属製品製造業	242	建設用金属製品製造業 (鉄骨を除く)
2199	他に分類されない黒業・ 土石製品製造業	2300	管理、補助的経済活動を 行う事業所(22 鉄鋼業) 本社等	2391	核燃料製造業	243	金属製サッシ・ドア製造 業
220	鉄鋼業	2309	主として管理事務を行う 事業所	2399	その他の非鉄金属製造業 他に分類されない非鉄金 属製品製造業	244	鉄骨系プレハブ住宅製造 業
2200	管理、補助的経済活動を 行う事業所(22 鉄鋼業) 本社等	2311	鋼管1次製錬・精製業	2400	管理、補助的経済活動を 行う事業所(21 金属製 品製造業)	245	建築用金属製品製造業 (サッシを除く)
2209	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	2312	亜鉛第1次製錬・精製業	2409	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	246	製缶板金業
221	高炉による製鉄業	2319	その他の非鉄金属第1次 製錬・精製業	2411	フリマ缶・その他のめっ き板等製品製造業	247	金属系樹脂製品製造業
2211	高炉による製鉄業	2321	鉛第2次製錬・精製業 (鉛合金製造業を含む)	2412	フリマ缶・その他のめっ き板等製品製造業	248	アルミニウム・同合金フ レム製品製造業
2212	高炉によらない製鉄業	2322	アルミニウム第2次製 錬・精製業(アルミニウ ム合金製造業を含む)	2419	洋食器製造業	249	金属製品塗装業
2213	フェロアライト製造業	2329	その他の非鉄金属第2次 製錬・精製業(非鉄金属 合金製造業を含む)	2421	機械刃物製造業	2492	溶融めっき業(表面処理 鋼材製造業を除く)
222	製鋼・製鋼圧延業	2331	非鉄金属・同合金圧延業 (亜鉛、亜鉛合金を含む)	2422	洋食器製造業	2499	金属彫刻業
2221	製鋼・製鋼圧延業	2332	アルミニウム・同合金圧 延業(亜鉛、亜鉛合金を 含む)	2424	刃器工器具・手道具製 造業(やすり、のこぎり、 食卓用刃物を除く)	2464	腐食めっき業(表面処理 鋼材製造業を除く)
223	製鋼を行わない鋼材製造 業(表面処理鋼材を除く)	2339	その他の非鉄金属・同合 金圧延業(亜鉛、亜鉛合 金を含む)	2425	作業工具製造業	2465	金属表面処理業
2231	熱間圧延業(鋼管、伸鉄 を除く)	2341	電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを 除く)	2426	手引のこぎり・のこり 製造業	2471	その他の金属表面処理業 種類を除く
2232	冷間圧延業(鋼管、伸鉄 を除く)	2342	電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを 除く)	2429	その他の金属製品製造業	2491	金庫製造業
2233	冷間ロール成型形鋼製造 業	2343	光ファイバケーブル製造 業(通信機台ケーブルを 含む)	2433	温風・温風暖房装置製造 業	2492	金属製スチング製造業
2234	鋼管製造業	2351	銅・同合金鋳物製造業 (ダイカストを除く)	2439	その他の暖房・調理装置 製造業(電気機械器具除 き)	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2235	伸鉄業	2352	非鉄金属鋳物製造業 (ダイカストを除く)	248	暖房・調理等装置 配管 工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)	2491	金庫製造業
2236	炭素鋼製造業	2353	鋼鋼製造業	2481	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2492	金属製スチング製造業
2237	引鉄鋼管製造業	2241	亜鉛鉄板製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2238	伸鉄業	2249	その他の表面処理鋼材製 造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2239	その他の製鋼を行わない 鋼材製造業(表面処理鋼 材を除く)	2251	鉄素形材製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2241	表面処理鋼材製造業	2252	鉄素形材製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2249	亜鉛鉄板製造業	2253	鋼鋼製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
225	鉄素形材製造業	2254	鋼鋼製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2251	鉄素形材製造業	2255	鋼鋼製造業	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2252	鉄素形材製造業	2291	鉄鋼・スチール製品	2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2253	鋼鋼製造業			2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2254	鋼鋼製造業			2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2255	鋼鋼製造業			2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
229	その他の鉄鋼業			2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業
2291	鉄鋼・スチール製品			2491	ホルト・小ねじ・木ねじ等製 造業	2499	他に分類されない金属製 品製造業